

6 生 消 取 第 31 号  
令 和 6 年 4 月 9 日

各消費生活協同組合（連合会）  
代表理事 殿

東京都生活文化スポーツ局  
消費生活部取引指導課長

「共済事業向けの総合的な監督指針」の一部改正及び  
「共済事業実施組合に係る検査マニュアル」の改正について

標記の件に関して、厚生労働省から通知が発出されましたので、下記のとおり写しを送付いたします。本通知及び送付資料につきましては、以下のウェブページにも掲載予定ですので、ご活用ください。

(URL : <http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/chousa/seikyo/oshirase.html>)

記

送付資料

1. 社援発 0329 第 87 号「共済事業向けの総合的な監督指針」の一部改正及び「共済事業実施組合に係る検査マニュアル」の改正について

<連絡先>

東京都生活文化スポーツ局消費生活部  
取引指導課生活協同組合担当  
電話：03（5388）3060  
FAX：03（5388）1332  
E-mail：S1121402@section.metro.tokyo.jp